	個人情報ファイル簿	
作成年月日 (修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	放置駐車管理システムファイル	
行政機関等の名称	和歌山県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	交通部交通指導課	
個人情報ファイルの利用目的	放置駐車違反車両に係る違反事実、車両使用者の情報を一元的に管理し、弁明や納付命令、違反金の徴収、督促や滞納処分等を適正かつ効果的に実施し、放置違反金制度の適正な運用を図ることを目的とする。	
記録項目	1.違反番号 2.車両番号 3.違反内容 4.使用者氏名 5.使用者住所 6.放置違反に係る反則告知状況 7.収納状況	
記録範囲	放置違反車両の使用者	
記録情報の収集方法	放置車両確認標章の貼付に基づき、警察庁及び市区町村等からの照会回答による。	
要配慮個人情報	□含まれる。 ■含まれない。	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)和歌山県警察本部情報公開コーナー	
	(所在地)和歌山市小松原通一丁目1番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	記録項目の4及び5の訂正は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の5の規定による。	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイル	□該当する。 ■該当しない。	

行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		_
行政機関等匿名 加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、システムの仕様上、全件一括での情報の電子的な出力が不可能なものであり、かつ、ネットワーク等の制約上、自由にファイルの受け渡しができないものであるため。